

## 狹義の軍需補償の範圍

狹義の軍需補償とは左に掲ぐる損失に対する補償を謂ふ。

- 一、軍需會社法第八條、第九條及び第十二條の規定に基く政府の命令を受けたる者が其の命令に因つて蒙つた損失其の他同法に基いて發せられたる政府の命令に因つて蒙つた損失。
- 二、總動員業務事業整備令第二條、企業整備令第二十二條、總動員試験研究令第二條、工場事業場管理令第六條、海運統制令第六條、第七條及び第十八條、陸運統制令第二十二條の規定に基く政府の命令又は處分其の他國家總動員法及び同法に基いて制定せられたる命令に基いて為されたる政府の命令又は處分に因つて蒙つた損失。
- 三、防空法第五條ノ七の規定に基く政府の命令を受けたる者が其の命令に因つて蒙つた損失。
- 四、兵器等製造事業特別助成法第五條の規定に基いて、政府に於て買上りたることを條件として設備の新設、擴張又は改良を命ぜられたる者が其の命令に依つて新設、擴張又は改良したる設備を政府に買上られざるに至つた爲蒙つた損失但し政府との間に其の設備の買上りに関する契約が成立して居る場合を除く。
- 五、前各号に掲けられたる法令以外の法令に基いて發せられたる政府の命令を受けたる者が其の命令に因つて蒙つた損失。
- 六、法令の規定に基かざる政府の命令、示達、指示等に因つて蒙つた損失であつて政府が補償すべきもの。
- 七、其の他前各号に掲けられたる損失以外の損失であつて政府が特に補償するを必要と認めたるもの。